

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書
(鳥取県立船上山少年自然の家)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査委員会」という。)において、次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理候補者を鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(以下「青少年社会教育施設設置管理条例」という。)第7条の規定に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

TKSS・富士総合警備保障共同企業体
(代表)株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫(米子市米原八丁目11番49号)
富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口 道明(鳥取市商栄町405番地1)

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

200,605,000円・・・(1)(債務負担行為額200,605,000円)
[参考]単年度委託料の額((1)÷5年) 40,121,000円

4 選定理由

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として適当であると認める。

[選定理由]

財政基盤も安定しており、これまでの指定管理施設の管理運営の経験からしっかりとしたコスト意識に基づく経営や業務に関するノウハウを有している。また、指定管理施設に配置する職員には接遇や、危機管理等様々な研修による人材育成の方針を明確に打ち出している。

さらに、普段の業務の中での県職員との円滑な意思疎通、緊密な連携だけでなく周辺地域、関係団体とも連携を進めるなどしながら、施設の利用促進やサービス向上の方策が提案されている。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

令和5年6月19日(月)から同年8月3日(木)まで(現地説明会の希望なし)

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者名
TKSS・富士総合警備保障共同企業体	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中 富士夫

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
岩田 直樹(委員長)	公立大学法人公立鳥取環境大学 特任教授
高田 充征(副委員長)	高田税理士事務所 税理士
中江 人美	北栄人権文化センター 館長
松浦 靖明	みささこども園 コーディネーター
林 憲彰	鳥取県教育委員会事務局 次長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 令和5年6月12日(月)

- ・ 県立船上山少年自然の家の概要説明、募集要項等の審議

イ 第2回審査委員会 令和5年8月8日(火)

- ・ 指定管理候補者の面接審査の実施、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の審査

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第4号)	・ 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針)	必須 ※平等な利用が確保できないと判断される場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・ 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ・ 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開) ・ 施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・ 利用者の安全確保 (事故・事件の防止措置) ・ 利用者等の要望の把握	2.5
3	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・ 収支計画及び見積内容 ・ 支出計画の見通し ・ 県の指定管理料額	2.0
4	管理業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・ 法人の財政基盤、経営基盤 ・ 組織及び職員の配置等 ・ 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・ 法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業の協定) ・ 当該施設の管理運営実績評価	3.0
5	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・ 所内での連携についての方針 ・ 受入事業等の実施の際の協力・方法	2.5

(4) 審査結果（面接及び書類審査）

選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	評 価
1 (合/否)	合	<ul style="list-style-type: none"> これまでの運営実績を踏まえ、魅力ある船上山少年自然の家となるようこれまで以上の管理運営に努めていただきたい。 今後、SDG sについて意識した運営を行う必要が出てくるかもしれない。
2 (25点)	17.2	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等の要望の把握、利用促進等のためのSNSのさらなる活用を望む。 地産地消へ向けた取組がされており期待できる。 事故防止及び対応については、ノウハウの多い会社が参画しているので、そのノウハウを活用いただければ、さらに安全性が高まる。
3 (20点)	9.6	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実績を踏まえた計画となっており適切である。 今後の収支計画は重要なため積算をより明確にされたい。
4 (30点)	20.6	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況、経営状況とも非常に安定している。 利用者が減少傾向であり、今以上の利用者確保の取組を期待したい。 引き続き、許可等の文書発送時、複数人の目を通るような体制の中で誤発送がないよう配慮されたい。
5 (25点)	18	<ul style="list-style-type: none"> 定期的運営会議等の開催で、県職員との意見交換を充実し、魅力あるプログラムの開発実施を行ってほしい。 日本海駅伝競走大会や南部忠平杯くらし女子駅伝競走大会の出場校への宿泊誘致のように、今後も、各種大会参加者（参加校）への勧誘を行ってほしい。
総合評価 (100点)	65.4	※点数は委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 社会教育施設としての役割を認識し、幼児から一般までの方、また高齢者や障がい者の方々全てが自然と触れ合い、教育文化活動、スポーツ活動などに組み込み、笑顔で活力ある体験活動を送ることができるような様々な支援を行う。
- 目まぐるしく変化する現在、青少年が抱える様々な課題に対して、体験活動の重要性を高め青少年の健全育成に努め、船上山少年自然の家にながら求められているかを職員一人ひとりが常に考えながら行動する。
- 学校等の利用団体の体験活動への積極的な支援を行うほか、利用者の目的が達成できるよう、柔軟に利用者の立場に立った対応を行う。
- 山間僻地という立地の中で、事件、事故に迅速に対応できるよう地域の関係各機関とのネットワーク構築を図るとともに、平時から地域住民と連携しながら、より多くの目で利用者の活動の安全を見守る。

(2) 管理の基準・サービスの提供内容

- 短期～中長期的観点から維持管理コストを最適化する。
- 建築物保守及び警備・防災に関する講習を年間開催するほか、機器・設備の取扱い教育、緊急時の対応教育を年1回実施。
- 苦情対応教育のため年1回のマナー教室を実施。
- 年2回常勤社員による前期の振り返りを行い、業務の見直しを行うとともに来期の目標を定める。
- 利用者アンケートにより利用者の意向を把握するとともに必要な対応を行う。

- ・利用者受傷時の水の提供、救急用品の配置、膝掛け用毛布・車椅子の貸し出しを実施。
- ・スマートフォン・携帯電話充電器の貸し出しを実施。

(3) 県事業との連携・協力

- ・県の指導部門との連携を深めるため、指導研修内容、災害・事故時の救護方法を熟知する。
- ・県の主催事業をさらに魅力的なものにできるよう協力を行う。
- ・事業が集中し、県職員が事務室に不在の時にも電話や受付に支障がないよう指定管理者が対応できる体制をとる。